

令和4年度のヒアリ対策の実施状況

1. 基本方針

令和元年10月21日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き東京港、名古屋港及び大阪港で確認された複数の女王アリを含む大規模な集団への対応および全国における水際対策を徹底し、さらに外来生物法の改正による規制の強化及び関連指針や基準等の策定を通じ、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

※新型コロナウイルス緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置下においても、ヒアリ対策に関しては、国民生活を守る上で重要性を踏まえ、新型コロナウイルス罹患や感染拡大のリスクが生じないよう細心の注意を払った上で、関係者の協力を得て対応する。

2. 法的規制の強化（環境省、農水省）

第208回通常国会において、外来生物法の改正を予定。外来生物法の改正法案においては、特定外来生物全般に対して立入権限や輸入品等の検査対象を拡充する（*）他、発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」（ヒアリ類を想定）として指定し、通関後の検査や移動の禁止等にかかる枠組みを創設予定（*については令和4年夏頃施行予定。残りは令和5年春頃施行予定）

（実施概要）

令和4年5月に改正外来生物法が成立。特定外来生物全般に対して立入権限や輸入品等の検査対象を拡充する規定について令和4年7月1日に施行し、残りの規定についても令和5年4月1日から施行。ヒアリ類を令和5年4月1日から要緊急対処特定外来生物に指定。

3. 水際等における調査及び防除の徹底

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国65港湾を対象に年2回実施。特にヒアリの侵入の可能性が高い14港湾（外貨コンテナ取扱量の多い10港湾及びその他過去にヒアリが確認された4港湾）において、自治体や港湾管理者が実施する調査及び下記の調査等と連携しながら、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月1回程度調査を実施。
- ・実情調査を踏まえ、関係者との連携及びモニタリング強化を目的にモデル港の取組を実施。

（実施概要）

- ・各港湾で調査を実施。東京港、福山港においてヒアリを確認。
- ・モデル港の取組として四日市港において、四日市港ヒアリ対策連絡会議を開催し、四日市港におけるヒアリ対策マニュアルの策定等に向けて検討を開始。

○空港調査の実施（国交省、環境省）

- ・国際線が定期的に就航する全国9空港を対象に年2回以上実施。特に貨物取扱量（国際）の多い3空港において、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月1

回程度調査を実施。

- ・その他の空港は国際線の就航実績に応じて実施
- ・貨物取扱量（国際）の多い3空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施

（実施概要）

全国12空港を対象に実施。（国際線が定期的に就航している9空港は年2回実施。特に貨物取扱量（国際）の多い3空港においては、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月1回程度調査を実施。）ヒアリ発見実績はなし。

全国の空港関係者等に対し、ヒアリの混入の防止とヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡の徹底を要請。

貨物取扱量（国際）の多い3空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施し、ヒアリ発見実績はなし。

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の目視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

（実施概要）

令和4年4月から令和5年3月までの間、輸入植物検査時の荷口の調査では発見実績は0件。また、ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼が39件あり、ヒアリと同定されたものは0件。

○大規模な集団への対応（東京港青海ふ頭、名古屋港飛島ふ頭、大阪港咲洲及び各周辺地域）（環境省）

※東京港は、昨年7月にコンテナヤード内で無翅女王1匹が確認され、潜在的な拡散リスクが残っている可能性があることから4シーズン目となる調査を実施。

- ・港湾地域及び周辺において、生息リスクの高い場所を中心に可能な限り面的にヒアリ確認調査を実施
- ・春季は5月から順次調査に着手。秋季にも同様の調査を実施
- ・自治体等が実施する各管理施設等での調査と連携して実施
- ・港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施。さらに関係自治体を通じた住民、利用者への注意喚起を実施

（実施概要）

青海ふ頭、飛島ふ頭及び咲洲ふ頭では、令和3年度と同様に港湾施設や事業者敷地、公園、緑地、道路等を対象に極力面的に実施。春と秋の2回の調査を実施し、集団の拡散は確認されず。

なお、青海ふ頭には令和4年度に新たに侵入したと考えられる集団が確認されたことから、確認地点では防除と調査を実施。

○ヒアリ確認地点での防除（環境省、国交省）

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺2kmにおいて確認調査を実施
- ・周辺2kmの調査はフォローアップとして確認の年から3シーズン目まで実施

（実施概要）

5月から10月まで8事例を確認。関係機関と連携して薬剤による駆除及び継続

モニタリングを実施するとともに、必要に応じて周辺調査を実施し、集団の拡散は確認されず。

このうち、福山港で陸揚げされたコンテナ内においては、20匹以上の女王アリを含む70,000匹以上の非常に大規模な集団が確認されたことから、周辺の緊急調査を実施し、集団の拡散は確認されず。

4. 関係機関・関係者との連携体制の強化

○ヒアリ類の対処指針の策定（環境省、国交省、経産省その他省庁）

・外来生物法の改正に関連した、ヒアリ類発見時の通報体制の整備やヒアリ類の営巣を防止するための対策などの事業者が取るべき措置について整理したヒアリ類の対処指針を関係者や関係省庁と調整しながら策定予定。

■（参考）ヒアリ類の対処指針で定める事項

- 一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 二 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。）がとるべき措置に関する事項
- 三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

（実施概要）

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針について、関係省庁及び関係団体等と協議調した上でパブリックコメントを実施。

○ヒアリ類の消毒基準の策定（環境省）

・外来生物法の改正に関連した、ヒアリ確認時の消毒方法を示した消毒基準を関係者と調整しながら策定予定。

（実施概要）

ヒアリ類及びアリ科の特定外来生物確認時の消毒廃棄の方法を示した基準について、特定外来生物消毒基準等専門家会合を2回開催して有識者から意見聴取を実施した上で、パブリックコメントを実施。

○内陸部等におけるヒアリ確認時の対応の考え方の整理（環境省）

・令和2年5月8日開催の関係省庁会議で確認した「ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について」も踏まえて、より市街地に近い港湾や内陸部の地域等でヒアリが確認された場合の関係機関における対応の考え方を整理し、関係機関等へ周知。

（実施概要）

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針において、ヒアリを発見する可能性が高い関係事業者の対応について整理。また、対処指針を踏まえてヒアリの防除に関する基本的な考え方の中でこれらの対応についても明確化を図った。

○水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した情報共有と連携強化（国交省）

・水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用し、ヒアリ対策の関係者による情報共有

の場を設けて連携強化を推進

(実施概要)

ヒアリ確認時の情報を全国の水際・防災対策連絡会議メンバーに横断的かつ迅速に展開できる仕組みづくりを行い、関係者間での情報共有を実施。

○輸入事業者等向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、財務省、国税庁）

- ・コンテナの輸入時の注意事項等について周知し、コンテナや荷物の他、コンテナの移送先や保管場所等の土地や施設の点検や管理に関する協力を依頼
- ・侵入元対策の必要性や技術情報等について、専門家からの最新の提案を踏まえ情報提供を実施

(実施概要)

5月に環境省から協力依頼し、各省から関係団体に周知を実施。

○船会社等への協力依頼（国交省）

- ・ヒアリが生息する国から我が国に寄港している国内外の主な船会社等に対し、ヒアリに関する情報収集を依頼

(実施概要)

5月に国土交通省から船会社等の関係団体に協力依頼を実施。

5. 新規技術による対策の強化

○新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）

- ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
- ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
- ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

(実施概要)

ヒアリが入り込む舗装面のひび割れなどの簡易な補修技術（環境研究総合推進費）について四日市港等で実証を実施。

ヒアリ探知犬は、新型コロナウイルス感染症による影響等もあり、想定していた台湾のヒアリ探知犬及びハンドラーが渡航できなかつたため、未実施。令和5年度実施に向けた打合せ等を実施。

6. 侵入元への対策

○関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・中国との連携・協議を継続
- ・日中韓三カ国環境大臣会合、日中韓生物多様性政策対話、生物多様性条約等の枠組みを活用した国際連携の強化
- ・わさび成分やワンプッシュ剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進

(実施概要)

環境省は、中国由来のコンテナから確認されたヒアリ確認事例2件について、都度、中国側に通報を実施。

生物多様性条約第15回締約国会議第二部において2030年までに侵略的外来種の導入率や定着率を半減する等の目標を含む昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択。

わさび成分による新規技術については、2月に国内の事業者が中国から輸入する際に試行を実施。

7. 情報発信及び普及啓発

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

（実施概要）

ヒアリ相談ダイヤルで継続的に問合せに対応（4月～3月末の対応件数570件）。チャットボット（自動相談受付）では深夜・休日を含め約10万件（4月～3月末）のアクセスに対応。

○関係者へのヒアリ講習会開催（環境省）

- ・自治体及びヒアリに実際に接する可能性のある施設管理者、物流や通関等の事業者等に対して、基礎知識及び具体的対処技術について学ぶ講習会を開催。開催にあたっては関係府省庁と連携して周知を図る。

（実施概要）

ヒアリ類の主な導入経路となっている海上コンテナのヒアリ類の確認方法などについての実習を含む港湾関係者向けヒアリ講習会を7月に東京、名古屋、大阪で実施し、約200人が参加。2月に東京、名古屋、岡山、札幌、仙台、大阪、福岡の7都市でオンラインを併用しつつ講習会を実施し、約270人が参加。

○消防関係機関・医療関係機関への注意喚起（消防庁、厚労省）

- ・都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、ヒアリに刺された場合の傷病者に対する適切な対応や留意事項について周知を図る。

（実施概要）

都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、「ヒアリに関する対応について」（令和4年6月3日付け消防庁救急企画室事務連絡）及び「ヒアリに刺された場合の医療的留意事項について」（令和4年6月3日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）を発出。